

令和2年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業審査要領

1. 目的

この要領は、令和2年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第17条の規定により、弘前市りんご産業イノベーション支援事業の審査について必要な事項を定めるものとする。

2. 申請期間及び審査日について

予算の範囲内において隨時申請可能。

申請書を受理してから、2週間以内に審査するものとする。

3. 審査方法について

① 審査者

審査については、次に掲げる各号の者が、審査基準及び採点基準に基づき採点し、その採点結果を参考に補助金の交付決定を行う。

(1) 農林部りんご課長

(2) 農林部農政課長

(3) 農業委員会事務局次長

② 審査基準

審査項目は、次表のとおりとする。

ただし、審査する際、①の審査者以外の者の意見が必要な場合は事前に当該者に意見聴取するものとする。

審　　査　　項　　目	
目的	りんご産業の生産基盤強化に向けて、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したりんご栽培の普及啓発及び先端技術を活用できる人材の育成を図ることができる
必要性	りんご産業における課題を的確にとらえ、革新的かつ先駆的な取組みである
実現性	事業の計画が具体的で、実施手段や体制などが合理的である
将来性	将来的に波及効果が期待できる
費用の妥当性	予算が具体的で、事業の内容・規模に合った予算になっている

③ 採点基準

採点は5段階評価とし、1人50点満点（5項目×10点）により評価を行う。

区　分	評　価
高く評価できる	10点
やや評価できる	8点
普通	5点
あまり評価できない	3点
評価できない	0点

④ 決定方法

採点の結果、平均点が30点以上の場合、補助金を交付できるものと判定することとする。